

中小企業退職金共済制度

問 (公財)行田市中小企業退職金共済会 ☎048-556-1111

事業主の皆さんにとって、優秀な人材を確保でき、さらに定着してくれることが最も望ましいといえるでしょう。中小企業で働く従業員にとっても、意欲的に働くためには、環境や条件が整っていることが必要となります。退職金制度の完備についてもその一つといえるでしょう。しかし、事業主が一時に多額な退職金を工面することは、大きな負担となります。

そこで、(公財)行田市中小企業退職金共済会は、事業主の皆さんの実質的な負担を軽くし、有利で安全に退職金の準備ができるよう、昭和44年に行田市の援助の下、発足しました。

特典

- ▶ 掛け金は全額非課税扱いとなります。掛け金は法人の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として認められます。事業主の実質的な負担はそれだけ軽くなります。
- ▶ 他の退職金制度に重複加入できます。さらに高額な退職金を支給することが可能です。
- ▶ 有利で安全・確実です。行田市の全額出資の公益財団法人により管理運営しています。
- ▶ 短期勤務者よりも長期の勤務者に有利です。この退職金制度について詳しく知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

商工業に対する啓発

問 商工観光課/行田商工会議所 ☎048-556-4111

- 市内企業者の経営の向上と発展を図るために、行田商工会議所と連携して次のような事業を実施しています。
- ▶ 時局経済講演会、商店主に対する経営講座、商店の接客技術講座
 - ▶ 各種商工団体の座談会、小規模事業者に対する指導育成

商店簡易経営診断、法律相談

問 行田商工会議所

今後の小売商店のあり方などについて、行田商工会議所と連携して商店簡易経営診断や経営者のための法律相談を実施しています。

農業

農業経営

問 農業委員会

農業者年金

加入資格

年間60日以上農業に従事する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方であれば、誰でも加入することができます。また、60歳以上65歳未満の方も国民年金に任意加入していれば加入できます。ご相談・加入手続きはお近くのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農地の売買・贈与など

農地を売買・贈与・交換・賃貸借をするには、農業委員会の許可が必要です。

許可申請に必要な書類

- ①許可申請書
- ②申請地の登記事項証明書(全部事項証明)
- ③申請人双方の住民票謄本

市街化調整区域の農地の転用

県知事の許可が必要です。

許可申請に必要な書類

- 許可申請書
- 申請地の登記事項証明書(全部事項証明)
- 住民票抄本 位置図 案内図
- 公図の写し 建物配置図および平面図
- 土地改良区の意見書 農用地除外証明書
- 資金計画書 見積書 融資証明書

市街化区域の農地の転用は

農業委員会へ届け出が必要です。

届け出に必要な書類

- 届出書 申請地の登記事項証明書(全部事項証明)
- 住民票抄本 位置図 公図の写し

農地の賃貸借の解約などをするには

農地の賃貸借の解除をしたり、解約の申し入れ契約の更新をしない旨の通知をしたりするには、県知事の許可を受けなければなりません。県知事の許可は、次の場合に限られます。

- ▶ 借主が信義に反した行為をした場合
 - ▶ 貸主が自作することを相当とする場合
 - ▶ その農地を転用することが適当である場合
 - ▶ その他、正当な理由がある場合
- ただし、次の場合には、知事の許可がなくても農地の返還を受けることができます。
- ▶ 合意による解約が文書をもって土地を引き渡す期限前6カ月以内に成立した場合
 - ▶ 民事調停法による農事調停によって行われる場合
 - ▶ 信託財産につき解約の申し入れ、更新しない旨の通知が行われる場合
 - ▶ 更新しない旨の通知が10年以上の期間を定めた賃貸借または水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合
- これらの理由により返還の行為をした方は、その旨を農業委員会に通知しなければならないこととなっています。

農業近代化資金の利子補給

問 農政課

農業近代化資金は、農機具などの取得、農業用施設建設など、農業経営を支援するための融資です。この資金の利子の一部を市や県が助成することにより、借入者の負担を軽減します。借り入れについては、市内金融機関(ほくさい農業協同組合・埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉信用金庫)へご相談ください。

農業を始めた方へ

農政課・農業委員会では、農家ではない方が新たに農業へ就職する(新規就農)相談をお受けしています。相談を希望される方は、事前にご連絡ください。

仕事

仕事のことならハローワークへ

問 ハローワーク行田(行田公共職業安定所) ☎048-556-3151

- ▶ 仕事を探している方に職業相談・紹介、職業訓練の受講相談
- ▶ 人材を求めている事業所の方に求人の受理・紹介
- ▶ 雇用保険(失業給付など)に関すること

シルバー人材センター

問 行田市シルバー人材センター ☎048-556-5221

健康で働く意欲のある60歳以上の方で、センター事業に賛同した方が会員となり、それぞれの知識・経験・能力を生かした働き方を通じて、地域社会への貢献を目指す公益法人です。市内の企業・家庭・公共機関などから植木の手入れ、草刈り、清掃、襖・障子張りや刃物研ぎ、軽易な加工・組立作業などの仕事を受けて活動しています。

